

建築物の駐車施設に関する附置義務緩和のための公共交通利用促進協定書

金沢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、建築物の駐車施設に関する条例に基づく駐車施設の附置義務を緩和するための公共交通の利用の促進に関する協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（事業者における公共交通の利用の促進の責務）

第2条 乙は、金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例にのっとり、公共交通の利用の促進に配慮するとともに、甲が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（公共交通の利用の促進の取組内容）

第3条 乙は、駐車施設の附置義務を緩和するに当たり、次に掲げる公共交通の利用の促進の取組（以下「取組」という。）を行うものとする。

- （1）
- （2）

（取組内容の周知）

第4条 甲乙双方は、前条の取組について市民等へ広く周知しなければならない。

（公表）

第5条 甲は、乙が正当な理由がなく第3条の取組を実施しないときは、その旨を公表することができる。

2 甲は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、乙にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（取組の継承）

第6条 乙は、建築物の所有者が変更となった場合には、新所有者に公共交通利用促進の取組を通知し、これを引き継ぐよう努めなければならない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 金沢市
金沢市長

乙